

# 電気の小売供給に係る供給条件説明書

(ENEOS でんきは対象外です)

- 本書は、お客さまにENEOS Power 株式会社（以後「当社」といいます。）が電気を供給する際の条件に関する大切な事項を記載し、お客さまにご確認いただくものです。
- 電気需給契約のお申込みにあたっては、「電気需給約款【myでんき版】」（以後「需給約款」といいます。）または関連する契約約款に記載の事項をご承認いただき、所定の方法によりお申込みいただきますようお願いいたします。

## 1 小売電気事業者の名称等

小売電気事業者	ENEOS Power 株式会社
登録番号	A0050
お問合せ先	でんきサポートセンター Tel 0570-03-8704（ナビダイヤル） （IP電話などからは 03-6627-4439） 受付時間 9:00～17:00 （日・祝・年末年始を除きます。）

- お客さまと小売電気事業者（ENEOS Power 株式会社）との需給契約の締結について、当社以外の事業者が媒介等をする場合、当該事業者（以後「取扱店」といいます。）の氏名等について、次によりお客さまにお知らせいたします。また、需給契約を締結した場合は、遅滞なく、書面にて取扱店の氏名等をお客さまにお知らせいたします。

Webサイトからお申込みの場合	お申込み確認画面をご参照ください。
上記以外のお申込みの場合	別表または別途お知らせする内容をご参照ください。

- なお、電気の供給は、当社（ENEOS Power 株式会社）が行います。

## 2 需給契約のお申込み方法

- 需給契約のお申込みは、当社が指定するウェブサイトを通じて、または申込書に必要事項を記入の上、当社または取扱店までご提出ください。

## 3 供給開始予定日

- 当社が別途通知する日（ただし、お引越しなど一部お知らせしない場合があります。）といたします。

## 4 契約プランおよび料金単価

- 契約プランは、次のとおりといたします。

エリア	区分	契約プラン
東北電力	電灯	my標準プランー従量電灯A（東北）、my標準プラン（東北）
	動力	my動力プラン（東北）

エリア	区分	契約プラン
東京電力	電灯	my標準プラン-従量電灯A (東京)、my標準プラン (東京)
		myたっぷりプラン (東京)
		myまとめてプラン (東京)
中部電力	動力	my動力プラン (東京)
	電灯	my標準プラン-従量電灯A (中部)、my標準プラン (中部)
関西電力	動力	my動力プラン (中部)
	電灯	my標準プラン-従量電灯A (関西)、my標準プラン-従量電灯B (関西)
九州電力	動力	my動力プラン (関西)
	電灯	my標準プラン-従量電灯A (九州)、my標準プラン (九州)
	動力	my動力プラン (九州)

- 料金単価は、別表のとおりといたします。なお、詳細は、需給約款、「たっぷりプラン選択約款」【myでんき版】または「まとめてプラン選択約款」【myでんき版】をご確認ください。

## 5 一般送配電事業者に対するお客さまの責任

### 【お客さまのご負担】

- 需給開始（供給開始）にともなう工事費または契約変更もしくは設備変更等、お客さま都合による工事費等について、当社が、一般送配電事業者から請求を受けたときは、当該費用をお客さまに負担していただくことがあります。なお、本書に記載のない事項に関しては、需給約款に定めるところによります。

### 【お客さまのご協力】

- お客さまには、一般送配電事業者の託送供給等約款その他関連する供給条件にもとづき、電気の供給にともなう設備の施設場所の無償でのご提供、電気工作物等に支障がある場合等のご連絡、お客さまの需要場所への立ち入り等に関し、ご協力をいただきます。

## 6 契約電流、契約容量または契約電力および当該算定方法

- 契約電流、契約容量または契約電力およびその算定方法については、別表に定めるとおりといたします。なお、詳細は、需給約款をご確認ください。

## 7 供給電圧および標準周波数

供給電圧	標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。
標準周波数	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東北電力エリアまたは東京電力エリアの場合は、原則として標準周波数50ヘルツといたします。</li> <li>■ 中部電力エリアまたは関西電力エリアまたは九州電力エリアの場合は、原則として標準周波数60ヘルツといたします。</li> </ul>

## 8 料金の算定期間等

- 原則として、料金の算定期間は、前月の検針日または計量日から当月の検針日の前日、もしくは計量日の前日までの期間といたします。なお、需給契約の解約等の場合には、需給約款に定めるところにより、日割計算を行います。

## 9 使用電力量等の計量

- 使用電力量等の計量は、一般送配電事業者の所有で、一般送配電事業者が設置する計量器により行います。
- ただし、計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合には、お客さまと当社またはお客さまと当社および一般送配電事業者との協議により、計量値を決定するものといたします。

## 10 契約期間

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。

## 11 その他特記事項

- お客さまのご希望により次の書面を発行するときは、その発行手数料として、発行する書面1通につき、次の金額（すべて税込となります。）をお支払いいただきます。

ご利用明細書	220円/通（税込）
領収書	275円/通（税込）
支払証明書	880円/通（税込）

- 訪問販売、電話勧誘販売について、特定商取引に関する法律および同施行令等にもとづき、需給契約は、クーリング・オフの対象となります。
- 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別、電気料金のお支払状況または電気のご利用状況等の情報の取扱いに関する指針（以後「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、当社のホームページ等において掲示いたします。また、当社は、お客さまの個人情報について、電気事業その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用させていただきます。また、当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者と共同で利用し、または当社が指定する第三者へ提供する場合があります。
- 取扱店がセット販売を行っている場合、電気の供給は当社が行い、取扱店のサービスは、取扱店自らが行います。なお、セット割引、キャッシュバック等のサービスを取扱店が提供する場合がありますが、これらのサービスは当社ではなく取扱店の責任で行いますので、その内容または手続等については、取扱店にお問合せのうえご確認ください。なお、当社は、取扱店のサービスの提供を受けているお客さまが、当該サービスの提供を受けることをやめたことを理由として、電気料金の改定その他の不利益な取扱いをすることはありません。
- 取扱店を通じて電気料金をお支払いいただくお客さまについては、当社は、電気料金債権等を第三者に譲渡する場合があります。なお、当該債権の譲渡について、お客さまは需給契約の申込みをもって、あらかじめ同意したものとし、当社は、個別の通知または譲渡承諾の請求を省略することがあります。また、当社が債権譲渡する者に対し、氏名、住所、金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号その他電気料金を請求するにあたり必要な情報を提供することにつき、需給契約の申込みをもってあらかじめ同意されたものといたします。
- お客さまの現在のご契約がオール電化契約等の場合には、電気の契約切替により電気料金がお得にならない場合があります。
- お客さまが故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当社は、その賠償に要する金額をお客さまから申し受けます。
- 当社以外の小売電気事業者から当社に電気の契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効やご解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは、現在の小売電気事業者へお問い合わせください。
- 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡ください。
- 当社は、需給約款の内容を変更することがあります。この場合、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断した方法によりあらかじめお客さまへお知らせいたします。
- 本書に記載のない事項については、需給約款またはその他関連する当社の契約約款によります。

以上

# 別表

■以下は料金体系等の特に重要な事項となります

## 契約プランおよび契約電流等の算定方法

エリア	契約プラン	契約電流等
東京電力エリア	my標準プランー従量電灯A（東京）	契約電流は5アンペアといたします。
	my標準プラン（東京）、 myまとめてプラン（東京）または myたっぷりプラン（東京）	契約電流による場合は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかといたします。 契約容量による場合は、原則として6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満といたします。
	my動力プラン（東京）	契約電力は、原則として50キロワット未満といたします。

●契約容量または契約電力は、原則として主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量にもとづき算定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合は、原則として切替前の契約容量または契約電力を準用いたします。なお、東北電力エリア、中部電力エリアおよび関西電力エリア、九州電力エリアについても同様といたします。

エリア	契約プラン	契約電流等
東北電力エリア、 中部電力エリア、 九州電力エリア	my標準プランー従量電灯A（東北・中部・九州）	契約電流は5アンペアといたします。
	my標準プラン（東北・中部・九州）	契約電流による場合は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかといたします。 契約容量による場合は、原則として6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満といたします。
	my動力プラン（東北・中部・九州）	契約電力は、原則として50キロワット未満といたします。

エリア	契約プラン	契約電流等
関西電力エリア	my標準プランー従量電灯A（関西）	最大需要容量は、原則として6キロボルトアンペア未満といたします。
	my標準プランー従量電灯B（関西）	契約容量は、原則として6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満といたします。
	my動力プラン（関西）	契約電力は、原則として50キロワット未満といたします。

## 料金単価 (すべて税込み)

(凡例：アンペア=A、キロワット時=kWh、キロボルトアンペア=kVA、キロワット=kW)

### I. 東北電力エリア

#### 1 my標準プランー従量電灯A (東北)

##### (1) 最低料金

1契約につき最初の7kWhまで	358円95銭
-----------------	---------

##### (2) 電力量料金

最低料金適用電力量を超える1kWhにつき	29円61銭
----------------------	--------

#### 2 my標準プラン (東北)

##### (1) 基本料金

契約電流10A	369円60銭
契約電流15A	554円40銭
契約電流20A	739円20銭
契約電流30A	1,108円80銭
契約電流40A	1,478円40銭
契約電流50A	1,848円00銭
契約電流60A	2,217円60銭
契約容量1kVAにつき	369円60銭

##### (2) 電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円47銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	35円66銭
300kWhをこえる1kWhにつき	38円46銭

#### 3 my動力プラン (東北)

##### (1) 基本料金

契約電力1kWにつき	1,190円89銭
------------	-----------

##### (2) 電力量料金

	夏季	その他季
使用電力量1kWhにつき	27円09銭	25円64銭

### II. 東京電力エリア

#### 1 my標準プランー従量電灯A (東京)

##### (1) 基本料金

契約電流5A	155円88銭
--------	---------

#### (2) 電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円80銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	36円40銭
300kWhをこえる1kWhにつき	40円49銭

#### 2 my標準プラン (東京)

##### (1) 基本料金

契約電流10A	311円75銭
契約電流15A	467円63銭
契約電流20A	623円50銭
契約電流30A	922円38銭
契約電流40A	1,218円40銭
契約電流50A	1,523円00銭
契約電流60A	1,819円02銭
契約容量1kVAにつき	303円17銭

##### (2) 電力量料金 [契約電流10A、15A、20Aの場合]

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円80銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	36円40銭
300kWhをこえる1kWhにつき	40円49銭

##### (3) 電力量料金 [契約電流30Aの場合]

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円65銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	35円91銭
300kWhをこえる1kWhにつき	40円25銭

##### (4) 電力量料金 [契約電流40Aの場合]

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円65銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	35円73銭
300kWhをこえる1kWhにつき	39円98銭

##### (5) 電力量料金 [契約電流50Aの場合]

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円65銭
---------------------	--------

120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	35円42銭
300kWhをこえる1kWhにつき	39円49銭

(6) 電力量料金〔契約電流60Aの場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円65銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	35円42銭
300kWhをこえる1kWhにつき	39円49銭

(7) 電力量料金〔契約容量による場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円65銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	35円42銭
300kWhをこえる1kWhにつき	39円49銭

### 3 my 動力プラン (東京)

(1) 基本料金

契約電力1kWにつき	1,078円84銭
------------	-----------

(2) 電力量料金

	夏季	その他季
使用電力量1kWhにつき	27円14銭	25円57銭

(3) 負荷率割引

契約電力1kWにつき (70kWh/月迄)	▲110円00銭
--------------------------	----------

### 4 my たっぷりプラン (東京) (選択約款)

(1) 基本料金

契約電流30A	935円25銭
契約電流40A	1,247円00銭
契約電流50A	1,558円75銭
契約電流60A	1,870円50銭
契約容量1kVAにつき	311円75銭

(2) 電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	29円80銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	34円85銭
300kWhをこえる600kWhまでの1kWhにつき	36円90銭

600kWhをこえる1kWhにつき	36円90銭
-------------------	--------

### 5 my まとめてプラン (東京) (選択約款)

(1) 基本料金

契約電流30A	935円25銭
契約電流40A	1,247円00銭
契約電流50A	1,558円75銭
契約電流60A	1,870円50銭
契約容量1kVAにつき	311円75銭

(2) 電力量料金〔まとめて300〕

最初の300kWhまで (定額料金)	9,789円00銭
300kWhをこえる1kWhにつき	37円49銭

(3) 電力量料金〔まとめて400〕

最初の400kWhまで (定額料金)	13,152円54銭
400kWhをこえる1kWhにつき	40円48銭

(4) 電力量料金〔まとめて500〕

最初の500kWhまで (定額料金)	16,768円86銭
500kWhをこえる1kWhにつき	40円48銭

### III. 中部電力エリア

#### 1 my 標準プランー従量電灯A (中部)

(1) 基本料金

契約電流5A	160円39銭
--------	---------

(2) 電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	21円18銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	25円65銭
300kWhをこえる1kWhにつき	28円60銭

#### 2 my 標準プラン (中部)

(1) 基本料金

契約電流10A	320円78銭
契約電流15A	481円17銭
契約電流20A	641円56銭
契約電流30A	962円34銭
契約電流40A	1,283円12銭

契約電流50A	1,603円90銭
契約電流60A	1,924円68銭
契約容量1kVAにつき	320円78銭

- (2) 電力量料金〔契約電流10A、15A、20Aの場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	21円18銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	25円65銭
300kWhをこえる1kWhにつき	28円60銭

- (3) 電力量料金〔契約電流30A、40A、50A、60Aの場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	20円99銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	24円91銭
300kWhをこえ400kWhまでの1kWhにつき	27円49銭
400kWhをこえる1kWhにつき	26円06銭

- (4) 電力量料金〔契約容量による場合〕

最初の120kWhまでの1kWhにつき	20円99銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	24円91銭
300kWhをこえ400kWhまでの1kWhにつき	27円49銭
400kWhをこえる1kWhにつき	26円06銭

### 3 my 動力プラン (中部)

- (1) 基本料金

契約電力1kWにつき	1,141円62銭
------------	-----------

- (2) 電力量料金

	夏季	その他季
使用電力量1kWhにつき	16円84銭	15円29銭

- (3) 負荷率割引

契約電力1kWにつき (70kWh/月迄)	▲110円00銭
--------------------------	----------

## IV. 関西電力エリア

### 1 my 標準プランー従量電灯A (関西)

- (1) 最低料金

1契約につき最初の15kWhまで	520円07銭
------------------	---------

- (2) 電力量料金

15kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき	20円03銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	24円42銭
300kWhをこえ900kWhまでの1kWhにつき	27円15銭
900kWhをこえる1kWhにつき	24円87銭

### 2 my 標準プランー従量電灯B (関西)

- (1) 基本料金

契約容量1kVAにつき	434円47銭
-------------	---------

- (2) 電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	15円89銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	19円68銭
300kWhをこえる1kWhにつき	23円08銭

### 3 my 動力プラン (関西)

- (1) 基本料金

契約電力1kWにつき	1,079円90銭
------------	-----------

- (2) 電力量料金

	夏季	その他季
使用電力量1kWhにつき	14円33銭	12円84銭

- (3) 負荷率割引

契約電力1kWにつき (70kWh/月迄)	▲110円00銭
--------------------------	----------

## V. 九州電力エリア

### 1 my 標準プランー従量電灯A (九州)

- (1) 最低料金

1契約につき最初の12kWhまで	325円27銭
------------------	---------

- (2) 電力量料金

最低料金適用電力量を超える1kWhにつき	18円36銭
----------------------	--------

## 2 my標準プラン（九州）

### (1) 基本料金

契約電流10A	315円79銭
契約電流15A	473円69銭
契約電流20A	631円58銭
契約電流30A	947円37銭
契約電流40A	1,263円16銭
契約電流50A	1,578円95銭
契約電流60A	1,894円74銭
契約容量1kVAにつき	315円79銭

### (2) 電力量料金

最初の120kWhまでの1kWhにつき	18円30銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	23円27銭
300kWhをこえる1kWhにつき	24円99銭

## 3 my動力プラン（九州）

### (1) 基本料金

契約電力1kWにつき	913円62銭
------------	---------

### (2) 電力量料金

	夏季	その他季
使用電力量 1kWhにつき	17円40銭	15円71銭

## 料金または料金の支払方法

- 料金は、**基本料金（最低料金）＋電力量料金±燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金**（いずれも税込といたします。）といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、法令にもとづきお客さまから申し受ける金額となります。
- 東北電力エリアおよび九州電力エリアの場合は、燃料費調整額に後述の離島ユニバーサルサービス調整額を加え、電気料金を算定いたします。
- 料金の支払方法は、原則として口座振替またはクレジットカード払いとし、検針日もしくは計量日の翌日から起算して30日目までにお支払いいただきます。ただし、初回のお支払いや一般送配電事業者に対するお客さまの責任としてご負担いただく費用等は、そのつど、所定の方法によりお支払いいただきます。
- 期日までにお支払いいただけなかった料金を、当

社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合、当社は、原則として請求に係る手数料（550円（税込））を申し受けます。

## 燃料費調整額

- 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、my標準プランー従量電灯A（東北）、my標準プランー従量電灯A（関西）、my標準プランー従量電灯A（九州）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に燃料費調整単価を適用して算定いたします。
- 当社の燃料費調整額には上限がありません。また、燃料費調整額の変動に伴い、電気料金も変動いたします。
- 各平均燃料価格算定期間<sup>\*1</sup>の平均燃料価格および基準単価によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間<sup>\*1</sup>に使用される電気に適用いたします。
- 燃料費調整単価は次の(1)～(3)の算定式にもとづき算出いたします。

### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間<sup>\*1</sup>における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間<sup>\*1</sup>における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間<sup>\*1</sup>における1トン当たりの平均石炭価格

東北電力エリア	$\alpha = 0.0259$ $\beta = 0.2563$ $\gamma = 0.8915$
東京電力エリア	$\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$ $\beta = 0.4792$ $\gamma = 0.4275$

関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$ $\beta = 0.3483$ $\gamma = 0.7227$
九州電力エリア	$\alpha = 0.0053$ $\beta = 0.1861$ $\gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※1：各平均燃料価格算定期間およびそれに対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日又は計量日から6月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日又は計量日から7月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日又は計量日から8月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日又は計量日から9月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日又は計量日から10月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日又は計量日から11月の検針日又は計量日の前日までの期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日又は計量日から12月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日又は計量日から翌年の1月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日又は計量日から2月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日又は計量日から3月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日又は計量日から4月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日又は計量日から5月の検針日又は計量日の前日までの期間

- (2) 基準単価  
基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、各エリア毎に次のとおりといたします。

東北電力エリア	1kWhにつき	19銭 7厘
東京電力エリア	1kWhにつき	18銭 3厘
中部電力エリア	1kWhにつき	23銭 3厘
関西電力エリア	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで 2円 47銭 5厘
	電力量料金	上記をこえる1kWhにつき 16銭 5厘

九州電力 エリア	1kWhにつき	13銭 6厘
-------------	---------	-----------

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{\text{平均燃料価格} - \text{基準額}}{1,000} \times \text{基準単価}$$

各エリアの基準額は次のとおりといたします。

東北電力エリア	83,500円
東京電力エリア	86,100円
中部電力エリア	45,900円
関西電力エリア	27,100円
九州電力エリア	27,400円

## 離島ユニバーサルサービス調整額

- 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1か月の使用電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、my標準プランー従量電灯A（東北）、my標準プランー従量電灯A（関西）、my標準プランー従量電灯A（九州）の場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。
- 当社の離島ユニバーサルサービス調整額には上限があります。また、離島ユニバーサルサービス調整額の変動に伴い、電気料金も変動いたします。
- 各離島平均燃料価格算定期間<sup>\*2</sup>の離島平均燃料価格および離島基準単価によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間<sup>\*2</sup>に使用される電気に適用いたします。
- 離島ユニバーサルサービス調整単価は次の(1)～(3)の算式によって算定された値といたします。

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$   
 $A$  = 各離島平均燃料価格算定期間<sup>\*2</sup>における1キロリットル当たりの平均原油価格  
 $B$  = 各離島平均燃料価格算定期間<sup>\*2</sup>における1トン当たりの平均液化天然ガス価格  
 $C$  = 各離島平均燃料価格算定期間<sup>\*2</sup>における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$   
 $\beta = 0.0000$   
 $\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※2：各離島平均燃料価格算定期間およびそれに対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日又は計量日から6月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日又は計量日から7月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日又は計量日から8月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日又は計量日から9月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日又は計量日から10月の検針日又は計量日の前日までの期間

離島平均燃料価格 算定期間	離島ユニバーサル サービス調整単価 適用期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の 検針日又は計量日 から11月の検針 日又は計量日の前 日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の 検針日又は計量日 から12月の検針 日又は計量日の前 日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の 検針日又は計量日 から翌年の1月の 検針日又は計量日 の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針 日又は計量日から 2月の検針日又は 計量日の前日まで の期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針 日又は計量日から 3月の検針日又は 計量日の前日まで の期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日まで の期間	翌年の3月の検針 日又は計量日から 4月の検針日又は 計量日の前日まで の期間
毎年12月1日から翌 年の2月28日までの 期間（翌年が閏年と なる場合は、翌年の 2月29日までの期間）	翌年の4月の検針 日又は計量日から 5月の検針日又は 計量日の前日まで の期間

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

東北電力エリア	1kWhにつき	<b>1厘</b>
九州電力エリア	1kWhにつき	<b>3厘</b>

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、

離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、離島平均燃料価格は上限値を119,000円と定め、上限値を超える離島平均燃料価格においては、上限値に置き換えるものといたします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{離島平均燃料価格} \\ \hline - \\ \hline 79,300\text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{離島基準単価} \\ \hline \frac{\quad}{1,000} \\ \hline \end{array}$$

## 需給契約の変更または解約等

### ■ お客さまからの需給契約の変更等

**ご解約：**原則としてご解約希望日の15日前までに、当社指定の方法によりお申込みください。なお、契約期間満了前の中途解約による違約金等は、原則として発生いたしません。

**ご変更：**事前に、当社指定の方法によりお申込みください。なお、原則として、契約期間満了に先だって契約種別を変更することはできません。

### ■ 当社からの需給契約の変更等

- 電気料金をお支払いいただけない場合等、当社が需給契約の解約または解除をする場合には、契約日または解除日の15日前までにお客さまにご連絡いたします。

以 上

取扱店の氏名、名称、連絡先および連絡先の対応時間

2024年12月23日版